



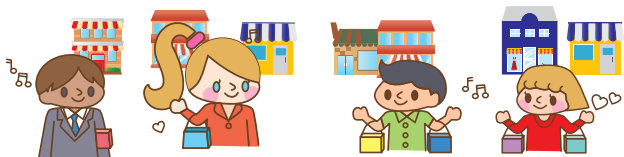
世界を呼び込め! 外国人旅行者をショッピングでおもてなし

# さあ、免税店になろう!

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出品販売場」のこと。

## 消費税免税制度って何?

- 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で物品を販売する場合には、消費税が免除される制度です。
- ※ 免税対象金額を満たす必要があります。(右図参照)
- ※ 事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。
- 免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。



全ての物品が免税対象		
一般物品	家電・バッグ・衣料品等	5,000円以上
消耗品	食料・飲料・医薬品・化粧品等	5,000円以上、50万円以下
一般物品 + 消耗品	「一般物品」と「消耗品」の合算	5,000円以上、50万円以下

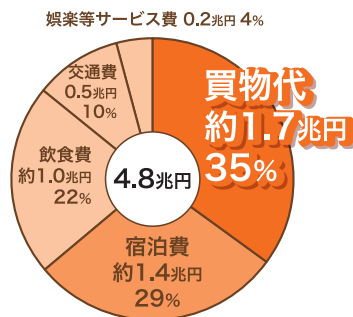
## 訪日外国人はどれくらい買い物をしている?

- 2019年は、訪日外国人旅行消費額のうち買物代は3分の1を占め、たくさんの外国人旅行者が日本でショッピングを楽しみました。(訪日外国人はショッピングに一人当たり平均約53,000円を支出していました。)
- 2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人となり、2012年から約3.8倍となりました。

### 【参考】

訪日外国人旅行消費額の費目別構成比(2019年)

出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」



## 免税店を応援します!

### 海外や訪日外国人へ免税店情報の発信

- 日本政府観光局(JNTO)のホームページ(<https://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>)や、スマートフォンアプリ(<https://www.jnto.go.jp/smartapp/eng/about.html>)で免税店舗情報を発信しています。

### 免税店シンボルマーク発行

- 免税店シンボルマークを取得できます。免税店のブランド化・認知度向上に活用可能です。



日本政府観光局(JNTO)のホームページはこちら

### 免税店向け支援ツール提供

- 消費税免税店サイトにて、消費税免税店の手引きや免税手続の多言語説明シート等を公開しています。



免税店 手引き



制度や申請方法など掲載



電子化 特設サイト



2020年4月1日より免税販売手続きの電子化開始



## これまでの免税店制度拡充の取り組み

### 拡充第1弾 対象品目拡大 (2014年10月1日運用開始)

これまで免税対象外であった消耗品(食品、飲料、薬品、化粧品等)も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。



### 拡充第4弾 その1 「一般物品」と「消耗品」合算 (2018年7月1日運用開始)

一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額(5,000円以上)を満たせば免税販売できるようになり、外国人旅行者にさらに免税で購入いただきやすくなりました。

※合算する場合は、特殊包装等消耗品と同じ要件を満たす必要があります。



### 拡充第2弾 免税手続きカウンター (2015年4月1日運用開始)

商店街や物産センター等において免税手続きカウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続きに不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。



### 拡充第4弾 その2 免税販売手続きの電子化 (2020年4月1日運用開始)

紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印等)が廃止され、免税販売手続が電子化されました。

※2021年9月30日までは、紙による免税販売手続も認められます。



### 拡充第3弾 免税対象金額の引き下げ (2016年5月1日運用開始)

免税の対象となる金額が引き下げられ、単価の低い民芸品や伝統工芸品についても、免税で購入しやすくなることで、外国人旅行者に地方でより多くの買物をしていただけるようになりました。



### 拡充第5弾 「臨時免税店制度」の創設 (2019年7月1日運用開始)

地域のお祭りやイベント会場等において、7月以内の期間を定めて設置する臨時販売場は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売手続を行うことができるようになりました。



### 拡充第6弾 「自動販売機」での免税 (2021年10月1日から適用)

国税庁長官が観光庁長官と協議して指定した免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置が不要となり、自動販売機のみで免税販売ができるようになりました。

## 免税店制度相談窓口

	観光庁・地方運輸局		経済産業省・地方経済産業局	
北海道	北海道運輸局 観光企画課	TEL. 022-290-2700	北海道経済産業局 産業振興課	TEL. 011-709-1728
東北	東北運輸局 観光企画課	TEL. 022-791-7509	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	TEL. 022-221-4914
関東	関東運輸局 国際観光課	TEL. 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	TEL. 048-600-0286
中部	中部運輸局 観光企画課	TEL. 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課	TEL. 052-951-0597
北陸	北陸信越運輸局 観光企画課	TEL. 025-285-9181		
近畿	近畿運輸局 国際観光課	TEL. 06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課	TEL. 06-6966-6025
中国	中国運輸局 観光地域振興課	TEL. 082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課	TEL. 082-224-5655
四国	四国運輸局 観光企画課	TEL. 087-802-6735	四国経済産業局 商務・流通・サービス産業課	TEL. 087-811-8524
九州	九州運輸局 観光企画課	TEL. 092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課	TEL. 092-482-5511
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室	TEL. 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	TEL. 098-866-1731

上記相談窓口の他、税務署でもご相談を受け付けております。  
所轄の税務署まで、お問い合わせください。